

## 募集要項

### 1 件名

マタニティマークストラップと手提げ袋（広告付き物品）の市への提供に係る企画提案

### 2 募集内容

千葉市では、「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進するため、マタニティマークの普及に取り組んでおり、母子健康手帳交付時にマタニティマークストラップと妊婦向け各種資料を配布しています。このストラップは、妊産婦が交通機関を利用する等の際に身につけることで周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためのものです。

この度、「妊産婦にやさしい環境づくり推進」の趣旨をご理解のうえ、マタニティマークストラップと、各種配布資料を持ち帰るための手提げ袋（広告付き物品）を製作し、無料で市へご提供くださる事業者を募集します。

### 3 マタニティマークストラップと手提げ袋の概要

- (1) 配布個数 1年間で各7,300個（予定）
- (2) 配布対象者 本市在住の妊婦
- (3) 配布方法 妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に手渡し配布。  
転入者は母子健康手帳別冊交付時に手渡し配布。
- (4) 納品先 保健福祉センター健康課及び健康支援課（市内7か所）

納品先	納品先住所	数量	
		第1回	第2回
千葉市健康支援課	〒260-0025 千葉市中央区間屋町1-35 千葉ポートサイドタワー 11F	10	10
中央保健福祉センター健康課	〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1 (きぼー内)	900	900
花見川保健福祉センター健康課	〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1	640	640
稲毛保健福祉センター健康課	〒263-8550 千葉市稲毛区穴川4-12-4	500	500
若葉保健福祉センター健康課	〒264-8550 千葉市若葉区貝塚2-19-1	500	500
緑保健福祉センター健康課	〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1	550	550
美浜保健福祉センター健康課	〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2	550	550

各3,650 各3,650

- (5) 納品の時期と個数  
第1回 令和7年3月中旬 各3,650個（予定）  
第2回 令和7年9月上旬 各3,650個（予定）
- (6) 納品方法 手提げ袋にマタニティマークストラップと広告物を封入した状態で納品
- (7) 配布期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (8) マタニティマークストラップの仕様

- ・大きさ 妊婦が身につけやすく、周囲の人から注目されやすい大きさ。
- ・安全性 使用にあたり本人もしくは他の人への安全性が配慮されているもの。
- ・耐久性 通常に使用し、概ね1年程度使用できるもの。
- ・デザイン こども家庭庁作成のデザインシステムガイドに基づいたもの（マタニティマークの詳細についてはこども家庭庁ホームページを参照すること）

◇マタニティマークを通した妊産婦にやさしい環境づくりにご協力ください

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/maternity-mark>

◇デザインシステムガイド

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/maternity-mark/rivou/>

#### (9) 手提げ袋の仕様

- ・大きさ 母子健康手帳の副読本等（A4判厚さ2cm程度）を入れるのに適切な大きさ。
- ・安全性 使用にあたり本人もしくは他の人への安全性が配慮されているもの。

- ・耐久性 母子健康手帳の副読本等（重さ1kg程度）を持ち帰るために十分な強度があるもの。

(10) 広告を掲載する場合の留意事項

- ア ストラップ本体に広告を掲載することはできません。
- イ 手提げ袋は、袋に直接広告を印刷または個別包装された広告物の同封が可能です。
- ウ 広告は、協働事業者の広告または広告の掲載を希望するものを募集の上作成し、掲載する広告内容（広告主、掲載内容等）については、掲載前に千葉市の確認を受けてください。
- エ 広告の掲載にあたっては、千葉市広告掲載要綱、千葉市広告掲載基準及び千葉市保健福祉局広告掲載要領に定める内容を遵守してください。
- オ 上記エに定めるもののほか望ましくない広告等
  - (ア) 子育てに関連しない内容のもの。
  - (イ) 本市の所管事業に関連した内容で、所管課と広告掲載についての事前調整を済ませていないもの。
  - (ウ) 特定の医療機関または助産所を宣伝するもの。
  - (エ) その他、妊産婦が不快に感じる内容のもの。

#### 4 応募から実施までのスケジュール

- (1) 参加申込の受付期間 令和6年8月16日(金)～令和6年8月28日(水)
- (2) 質問書の受付期間 令和6年8月19日(月)～令和6年8月23日(金)
- (3) 質問書に対する回答期限 令和6年8月26日(月)
- (4) 企画提案書の受付期間 令和6年8月19日(月)～令和6年8月28日(水)
- (5) 業者選定委員会開催 令和6年9月11日(水)
- (6) 選定結果の通知（発送） 令和6年9月12日(木)
- (7) 納税状況の確認 令和6年9月27日(金)まで
- (8) 協定の締結（協定書） 令和6年10月上旬
- (9) 納品 令和7年3月中旬（市が指定する日）  
令和7年9月上旬（市が指定する日）  
（納品の場所は健康支援課及び各区健康課）
- (10) 配布期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 5 参加申込について

本件の企画提案募集の応募にあたっては、参加申込書の提出が必要です。

- (1) 参加申込書 受付期間 令和6年8月16日(金)～令和6年8月28日(水)  
※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。  
ただし、正午から午後1時までを除く。
- (2) 申込方法  
千葉市健康支援課母子保健班宛て持参又は郵送してください。  
※郵送の場合は令和6年8月28日(水)午後5時までに必着とします。  
〈受付場所〉 千葉市健康支援課  
〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階
- (3) 参加申込書提出時に必要な書類
  - ア 参加申込書（第1号様式）
  - イ 誓約書（第2号様式）
  - ウ 会社の概要がわかる資料（企業パンフレット等）

#### 6 応募資格について

次の各号に掲げる要件を全て有する業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定することに該当しない者。

- (2) 指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

## 7 質問書の提出及び回答書の送付について

- (1) 本件の応募にあたり、不明な点等の説明を希望する場合は、質問書を提出することができます。
  - ア 質問書の受付期間 令和6年8月19日（月）～令和6年8月23日（金）  
※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。  
ただし、正午から午後1時までを除く。
  - イ 提出先 千葉市健康支援課母子保健班宛てに、e-mailで提出してください。  
宛て先 shien.boshi@city.chiba.lg.jp
  - ウ 提出書類 「質問書（第3号様式）」
- (2) 質問書に対する回答は回答書にて行い、質問者および本案件に参加する他の協同事業候補者に電子メールで送付します。  
また、質問の回答内容は本募集要項の追加または修正とみなします。  
回答期限 令和6年8月26日（月） 午後5時

## 8 企画提案書の提出について

参加申込後または参加申込と同時に企画提案書の提出が必要です。

- (1) 企画提案書等の受付期間 令和6年8月19日（月）～令和6年8月28日（水）  
※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。  
ただし、正午から午後1時までを除く。
- (2) 提出場所及び提出方法  
千葉市健康支援課母子保健班宛て持参又は郵送してください。  
※郵送の場合は令和6年8月28日（水）午後5時までに必着とします。
- (3) 提出書類
  - ア 企画提案書（第4号様式）
  - イ 実績参考資料（類似事業の実績がわかる書類等）
  - ウ 見本品  
現在、自治体にマタニティマークストラップと手提げ袋及びその類似品を提供している場合は、見本品として2点、広告物とあわせて提出してください。
- (4) その他
  - ア 資料の差し替え・修正は認めません。
  - イ 受理した企画提案書、添付書類及び見本品は評価結果に関わらず、返却しません。
  - ウ 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とします。
  - エ 企画提案書等は、本件の選定以外に無断で使用しないものとします。ただし、公平性、透明性を期すために「千葉市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。

## 9 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 会社再生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態とな

った場合

(4) 審査の公平を害する行為があった場合

(5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

## 10 選考方法

選考は千葉市で設置する選定委員会で提出されたすべての企画提案書をもとに次の評価項目に基づいて行います。

また、選考の結果、最高得点の提案が複数あった場合は、委員長が最優秀提案を決定します。

なお、選定結果については、結果に関わらず、令和6年9月12日(木)に発送します。

評価項目	配点	着目点
1 事業者の適正	20	(A) 事業内容(業種)
		(B) 官民協同事業による物品等作成実績
		(C) 地域への密着性
		(D) 広告主を確保する見込み
2 マタニティマークストラップについて	15	(E) 大きさ 妊婦が身につけやすく、かつ、周囲の人から注目されやすい大きさとなっているか。
		(F) 安全性 妊婦本人もしくは他の人への安全性に配慮しているか。
		(G) 耐久性 通常に使用し、概ね1年程度、使用できるものとなっているか。
3 手提げ袋について	15	(H) 安全性 妊婦本人もしくは他の人への安全性に配慮しているか。
		(I) 大きさ 母子健康手帳の副読本等(A4版厚さ2cm程度)を入れるのに適切な大きさであるか。
		(J) 耐久性 母子健康手帳の副読本(重さ1kg程度)を持ち帰るのに十分な強度があるか。
4 広告物について	20	(K) 子育てに関連するものとなっているか。
		(L) 妊婦が不快に感じるものはないか。
		(M) 妊婦が持ち帰る際に負担とならない重量であるか。
		(N) 広告を行政サービスと混同しないような工夫があるか。

## 11 納税状況の確認

選定された協働事業者には、決定通知日から1週間以内に、直近年度の納税証明書(国税、都道府県税および市町村税の全て)を提出していただきます。

滞納が確認された場合には、決定を取り消し、次点の協働事業候補者と順次協議を行います。

(1) 納税証明書の提出期限 令和6年9月27日(金)まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 提出場所および提出方法

千葉市健康支援課母子保健班宛て持参又は郵送してください。

※郵送の場合は令和6年9月27日(金)午後5時までに必着とします。

## 12 協定の締結について 令和6年10月上旬

選定された協働事業者は、市と必要な事項を協議し協定を締結(協定書作成)するものとします。

また、交渉が不成立の場合には、順次次点以下の協働事業候補者と交渉を行います。

なお、協定を締結した協働事業者については、千葉市ホームページ上で公表します。

## 13 本件に関する問合せ先

〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 母子保健班

TEL: 043-238-9925

e-mail: shien.boshi@city.chiba.lg.jp